

瑞穂監第45号
平成28年3月16日

瑞穂市長
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長
小川勝範様

瑞穂市教育委員会委員長
河合和義様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 星川睦枝

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「西保育・教育センター」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「西保育・教育センター」における平成27年4月1日から平成27年12月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「需用費、備品購入費」についての監査を行った。

西保育・教育センターは、教育委員会の幼児支援課に属し、平成28年1月31日現在、所長以下保育士（補助職員及び派遣職員含む）11名と用務員（補助職員）1名合わせて12名体制で保育所を運営している。

なお、西保育・教育センターは市内9か所の保育所のうち、定員数では第6番目の規模となっている。平成28年1月1日現在の入所児童数は定員145名に対し87名で、年齢別の内訳は、次のとおりである。

平成28年1月1日現在(単位:名)

区 分	未満児			3歳児	4歳児	5歳児	合計
	0歳児	1歳児	2歳児				
児童数	—	—	—	29	33	25	87

※西保育・教育センターにおいて、未満児保育を実施していない。

2 監査の実施日

平成28年2月5日（金）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、幼児支援課及び教育総務課から提出された資料を基に各課長及び担当者から、現状と課題については、保育所経営方針を基に所長からそれぞれ説明を求めるとともに、現地において備品管理状況等も含め通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

1 財務について

(1) 執行状況について

西保育・教育センターを含む保育所全体の財務の執行は、次のとおりであり、財務の事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

平成27年12月末現在

	予 算 額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
歳 入	438,844,000	268,067,940	61.1
歳 出	1,871,615,000	1,357,208,482	72.5

(2) 支払遅延について

西保育・教育センターで7月16日に開催された行事にかかる講師謝礼が、9月15日に支払われていた。源泉徴収を伴う支払は、通常、翌月の15日に行われており、この件の支払は1か月遅れていた。担当課によると、「会計課より、団体名が誤っているとの指摘を受け、8月17日に正しい請求書を受け取り、支払手続を行ったため。」とのことであった。

また、児童副食代4月分の支払伝票が、給食センターからの請求の遅れにより、6月3日に起票されていた。

(3) 支出負担行為日について

上記請求が遅れていた児童副食代4月分の支払伝票の支出負担行為日が、6月2日となっていた。担当課によると、「当初4月30日で作成したが、会計課の指摘により、6月2日の日付に訂正した。」とのことであった。

なお、年度当初において、児童副食代の支出負担行為日は、各園によって異なっていたが、監査時点においては、給食センターからの請求内訳書に支出負担行為日が記入されたことで、統一が図られていた。

(4) 予算の流用等について

待機児童解消にかかる備品購入のため、12月25日に委託料から備品購入費へ2,043千円の流用が行われていた。担当課によると、「12月定例議会終了後であり、3月定例議会での補正予算の議決後では、年度内に完了しないため流用した。」とのことであった。

流用元の保育士派遣委託料は、9月定例議会で29,029千円増額補正されており、今回、その内の約7.0%相当額が、備品購入費に流用されたことになるが、担当課は、「流用元の保育士派遣委託料に不足は生じない。」ため、問題はないとの認識であった。

このほか、各園の予算の不足や執行科目誤りも散見された。

(5) 備品登録について

備品システムにおいて、穂積保育所の備品が別府保育所の備品として登録される等、事実と相違する登録を3件確認した。担当課からは、「誤った登録であるため、修正する。」との回答を受けた。

2 園内事故等について

12月末現在における園内事故等の状況について確認を行ったところ、9園全体で99件発生しており、平均すると、月に11件発生していることになる。中でも、別府保育所では44件発生しており、全体の44.4%を占めている。担当課によると、「事故の多い要因は、保育時間が11時間と長いことや職員配置の手薄な時間帯が存在するため、ヒヤリハットの事例で対応に努めている。」とのことであった。

3 西小学校との交流について

現在の保育所保育指針と幼稚園教育要領並びに小学校学習指導要領において、連携にかかわる内容が明記されており、当市においても、平成22年度より「幼保小連携」に取り組んでいる。

西保育・教育センターは、西小学校が隣接しており、位置的にも交流が図られやすい環境にある。小学生との交流は、小学校生活の不安を軽減させ、親しみや期待を寄せる良い機会となっている。

西保育・教育センターに通う園児の多くが、西小学校に入学しており、連続して子ども同士の交流が行われている。また、小学校と保育所の先生同士の交流・連携も密接であることから、保育所から小学校へのつながりが円滑に行われているとのことである。

4 その他

待機児童数は、施設の改修等による未満児保育の拡大により、平成27年4月で7名、7月で2名、10月で1名、平成28年1月で4名と前年度と比較し減少している。

しかしながら、平成28年4月保育所入所の申込状況によると、61名の待機児童が発生すると見込まれている。担当課によると、「対策は講じているものの、待機児童数の伸びに対して受入施設の整備が追いついておらず、保育士の確保も大きな課題である。翌年度に実施予定の工事及びNPO法人による受入れ等により、70名分の受入体制を確保したい。」とのことであった。

待機児童の問題は、核家族化の進んだ昨今の都市部における喫緊の課題であり、人口が増加している当市では、若い世代の転入や共稼ぎ世帯の増加、母親の就労機会の増加等により、未満児保育希望件数が年々増加している状況にある。担当課において、潜在保育士の就業促進事業の取組等も行われているが、増加する保育需要を満たせていない。

第3 監査の意見

1 支払遅延について

請求の遅い業者に対しては、迅速な支出事務を行うため、市から確認の連絡を入れる等、組織全体で支払遅延が生じることのないよう、再発防止を徹底していただきたい。

2 支出負担行為日について

平成23年8月に開催された会計事務研修資料の事例研究6で支出負担行為日の判断は、「月ごとの合算請求の場合は、締日を支出負担行為日とする。」と示されている。会計事務処理の統一を図っていただきたい。

3 予算の流用等について

多額の予算流用がされていることから、予算の積算が過大ではなかったかとの疑問が生じる。また、予算の不足及び執行誤りも、例年同様に生じているため、予算の積算並びに執行を適切に行っていただきたい。

4 備品登録について

入力ミスとの回答であるため、直ちに備品台帳の修正を行っていただき、今後は同様の誤りが生じないように、適切に備品管理をしていただきたい。

5 園内事故等について

担当課によると、「職員の勤務体制の見直し等により改善を図りたい。」とのことであったが、今後も事故の原因を検証し、再発防止に努めるとともに、重大事故を招くことのないよう図っていただきたい。

6 西小学校との交流について

西保育・教育センターと西小学校との間で積極的な交流が行われていることにより、保育所から小学校へのつながりに良い効果をもたらしている。今後においても、さらなる交流を展開していただきたい。

7 その他

平成 28 年 4 月の入所申込状況によると、前年度に比べ待機児童が大幅に増加すると見込まれている。施設の整備や人材の確保、民間活用を行う等、教育委員会に属する部署間の連携を密にし、待機児童の解消に向け、計画的に取り組んでいただきたい。

以上